

# 食品用器具 輸入の手引き

2021



**amipro**

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

## 食品用器具 輸入の手引き

食器、調理器具、キッチン家電等は食品衛生法の定める「器具」に該当し、販売などの営業用に輸入する場合、輸入届出の手続きが必要です。販売時には国産品と同様の規制を受けることになり、品目によっては義務表示事項などの規制が定められているほか、インターネットなどで販売する際の行為や表示事項等についても規制を受けることになります。

本書は、初めて食品用器具の輸入を行う方に向けて、輸入手続き及び輸入時・販売時の規制についての概要を示し、道案内となることを望み作成したものです。

なお、内容については、法律の改正等により変更が生じる場合があります。詳細につきましては問合せ先への確認をお願いいたします。

2021年3月 一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会

## 目次

1 食器、調理器具、キッチン家電等に関する法律は？	3
2 食品衛生法の対象となる「器具」とは？	4
3 食品用器具の輸入手続きに関する全体の流れをみると	5
4 検疫所への輸入届出	6
輸入届出の義務、届出の対象となるもの、届出が不要のもの	6
届出の手続き、届出に必要な書類、届出方法、届出窓口及び問合せ先	7
食品等輸入届出書の記入例	8
厚生労働省検疫所 輸入相談窓口	9
よくある質問	9
5 器具の規格基準と検査	10
検疫所が指示する検査、自主検査の実施	10
器具・容器包装の規格基準	13
よくある質問	19
6 合成樹脂製器具のポジティブリスト制度と情報伝達	20
7 通関手続きについて	22
他法令の審査・確認、関税等の納税申告、税関手続きに関する問合せ先	22
1 仕入者が手荷物として輸入する場合	23
2 取引先から国際郵便により輸入する場合	24
3 取引先から国際宅配便により輸入する場合	26
4 一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合	27
8 関税制度	28
関税率、関税分類、事前教示制度、特惠税率、原産地手続	
9 その他に注意が必要な法律は？	30
1 知的財産侵害物品の輸入規制	30
2 家庭用品品質表示法に基づく表示について	31
3 不当景品類及び不当表示防止法について	32
4 電気用品安全法について	35
5 消費生活用製品安全法について	36
6 特定商取引に関する法律について	37
7 リサイクル関連の法律について	38

# 1 | 食器、調理器具、キッチン家電等に関する法律は？

食器、調理器具、キッチン家電などは食品と直接接触して使用することから、有毒・有害な物質が溶出して人の健康を損なうことのないように、食品衛生法により規制されています。また、知的財産権を侵害するものの輸入禁止、販売時の不当表示の禁止、一部の品目には品質に関する表示の規制、消費者の安全性の確保が求められる品目については技術基準への適合確認などの規制があります。

インターネットなどの販売行為に関する規制、商品の容器包装に関するリサイクル関連の規制にも注意が必要です。

法律名 → 参照ページ	輸入・販売に関する主な規制
食品衛生法 → p. 4～21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品に直接接触する「器具」について輸入の届出</li> <li>・必要に応じて、輸入時の検査</li> <li>・有毒・有害な器具の販売等の禁止</li> <li>・器具の規格基準の制定とこれに適合しない器具の販売等の禁止</li> </ul>
関税法 → p.22～29	関税の確定・納付、通関手続き、知的財産侵害物品の輸入禁止 原産地の虚偽または誤認を生じさせる表示物品の輸入禁止
家庭用品品質表示法 → p.31	合成樹脂加工品、雑貨工業品、電気機械器具の各品質表示規程の対象品目について、定められた事項を表示して販売
不当景品類及び不当表示防止法 → p.32	優良誤認表示、有利誤認表示、原産国の不当表示等の禁止
電気用品安全法 → p.35	特定電気用品、特定電気用品以外の電気用品に該当するものが対象 (例：電気コーヒーマーカー、電気ミキサー、電気冷蔵庫、等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入事業の届出 ・技術基準適合確認</li> <li>・特定電気用品の適合性検査</li> <li>・自主検査の実施と検査記録の作成・保存</li> <li>・PSE マークを表示して販売</li> </ul>
消費生活用製品安全法 → p.36	家庭用圧力なべ・圧力がまは、同法の定める「特定製品」となり、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入事業の届出 ・技術基準適合確認</li> <li>・自主検査の実施と検査記録の作成・保存</li> <li>・PSC マークを表示して販売</li> </ul> 同法の定める「消費生活用製品」について、重大製品事故の報告
特定商取引に関する法律 → p.37	商品を通信販売（インターネット販売やオークションを含む）等によって販売する場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告に定められた事項を表示</li> <li>・誇大広告の禁止 等</li> </ul>
資源有効利用促進法 → p.38	紙製容器包装、プラスチック製容器包装に材質の識別マークを表示
容器包装リサイクル法 → p.38	ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している場合、リサイクル料を負担

(注)・輸入・販売について、事業者が義務を課している主な法律を掲載。

・このほか地方自治体の条例の適用を受ける場合や、業界の自主基準・自主表示が定められている場合がある。

## 2 | 食品衛生法の対象となる「器具」とは？

食卓やキッチンなどで使う製品には様々なものがありますが、すべてが食品衛生法の器具に該当するわけではありません。食品衛生法の規制対象は、次のように定義されています。

### 器具の定義（食品衛生法第4条第4項）

この法律で器具とは、**飲食器、割ぼう具**その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、**食品または添加物に直接接触する機械、器具その他の物**をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

「器具」に該当するかの判断ポイントは、「**食品に直接接触する**」ということです。

例えば、ナイフは食品に直接接触するので器具ですが、ナイフレストは食品に直接接触しないので対象外です。判断が難しいものは検疫所にお問合せください。

### 器具の具体例

飲食器	カップ、皿、タンブラー、はし、スプーン、ナイフ、フォーク、ほ乳用具、ストロー、等
割ぼう具(調理用具)	包丁、まな板、なべ、フライパン、ボウル、おたま、等
食品に直接接触する機械、器具等	・食品の製造、加工、調理用（製造工場のコンベア・パイプ・ホース等。コーヒーマーカー、ジューサー、ミキサー、スライサー、パスタマシン、等） ・貯蔵・運搬用（タンク、ボトル、コンテナ、冷蔵庫、水筒、調味料入れ、等） ・陳列販売用（食品トレイ、かご、等）

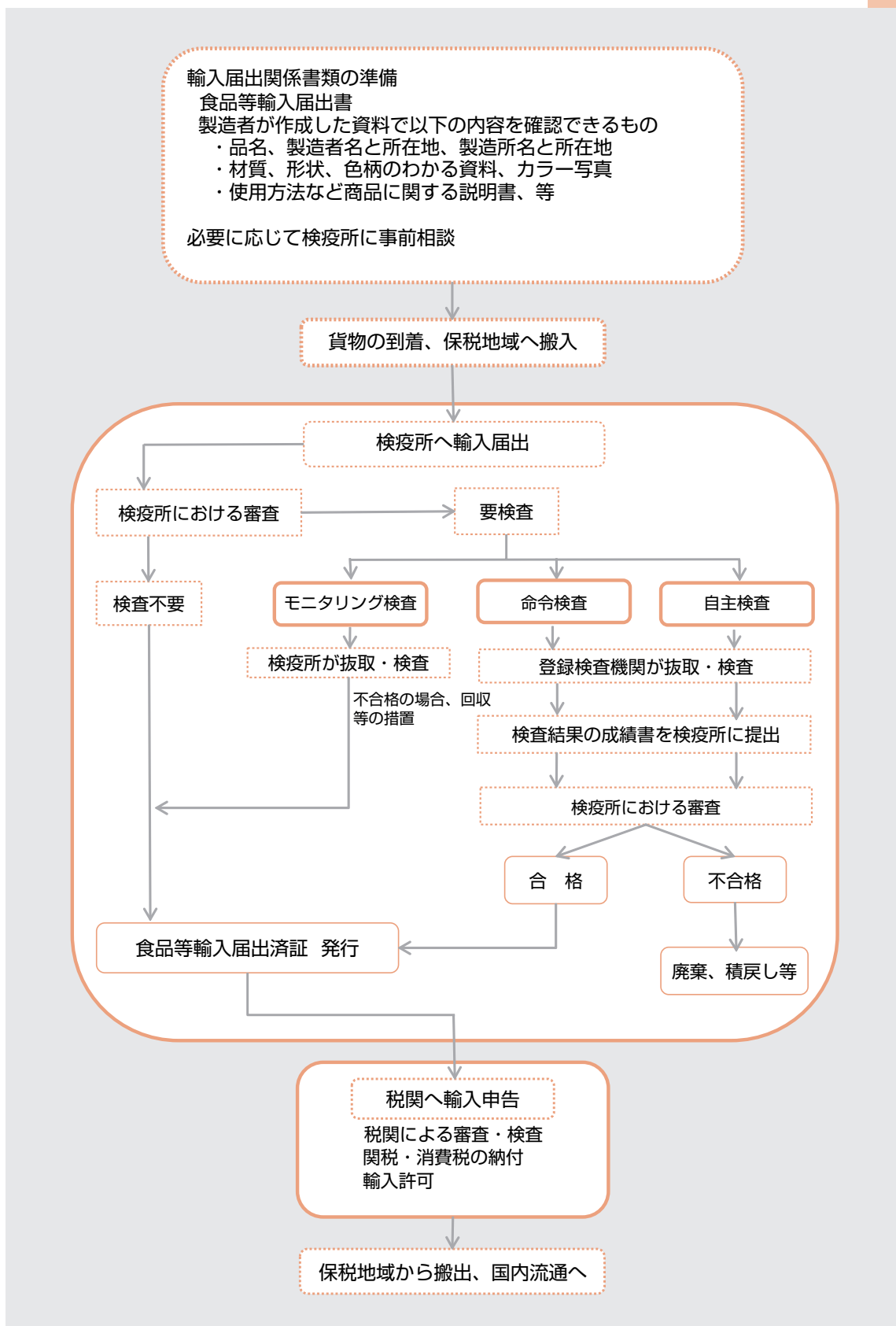
### 器具の安全性確保のための規制

食品用器具の安全性は、食品衛生法第16条（有毒器具等の販売等の禁止）と、第18条（器具等の規格及び基準の制定等）により確保されています。

食品衛生法第16条 (概要)	有毒、有害な物質が含まれたり、付着したりして、人の健康を損なうおそれのある器具の製造、輸入、販売、営業上の使用を禁止
食品衛生法第18条 (概要)	(第1項) 厚生労働大臣は販売用、営業上使用する器具、これらの原材料につき規格または基準を定めることができる。 (第2項) 規格・基準が定められたときは、その規格に合わない器具を販売し、販売用に製造・輸入・営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、その基準に合わない方法により器具を製造してはならない。 (第3項) *2020年6月に新設 ⇒ 20ページ参照 ・食品衛生法施行令で定める材質（合成樹脂）の原材料は、ポジティブリストに記載された物質でなければならない。 ・ただし、食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として定める量（令和2年厚生労働省告示第195号：食品中濃度0.01mg/kg）を超えて食品側に移行しない場合には、ポジティブリストに記載された物質以外のものも使用可能。

### 3 食品用器具の輸入手続きに関する全体の流れをみると

食品用器具を輸入する者は、食品衛生法に基づく輸入届出関係書類の準備をし、検疫所に輸入届出をします。検疫所の審査の結果、適法と判断されると「食品等輸入届出済証」が輸入者に返却されます。税関で輸入申告を行う際に、この届出済証を添付し、輸入が許可されると、販売等が可能になります。



# 4 検疫所への輸入届出

販売などの営業用に食品用器具を日本に輸入する場合、その安全性を確保する観点から食品衛生法により、輸入者に対し届出を行うことが義務づけられています。

輸入届出が行われていない食品用器具を、販売等に用いることはできません。

## 輸入届出の義務（食品衛生法第27条）

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 届出の対象となるもの

食品衛生法第27条のとおり、「販売の用に供し、または営業上使用する」ことを目的として輸入する器具です。

食品衛生法第5条に規定する「販売」には、「不特定または多数の者への販売以外の授与」も含まれることから、不特定または多数の人に無償で配布するものも規制の対象になり、届出が必要です。

## 届出が不要のもの

届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行われますが、次にあげるものは、原則として届出の対象外になります。

- ・器具の原材料
- ・通常の使用法で食品に直接接触しない器具（装飾や置物など）
- ・国内において販売または営業上使用することを目的としないことが明らかな次のもの。

個人用：輸入した本人が自家消費する場合、外国からの贈り物、旅行者などがお土産用や自家消費用に携帯して輸入する場合等に限られます。

試験研究用：試験室または研究室で試験研究に使用する場合に限られます。

社内検討用：社内でも検討するために輸入する場合に限られます。

展示用：展示のみに使用する場合に限られます。

注意！展示会等で不特定または多数の人に使用させたり、配布する場合は届出が必要です。

## 輸入届出が不要な場合、税関等に提出を求められた際に使用する「確認願」

輸入届出が不要のものについては、輸入者が税関へ輸入申告する際、食品衛生法の輸入届出に該当しない貨物である旨の証明である「確認願」を税関に提出するように求められる場合があります。輸入者は「確認願」（所定の書式）2部を検疫所に提出し、届出に該当しない貨物である旨の確認を受けてください。

検疫所が届出不要の貨物と判断した場合は確認印を押印し、一部を輸入者に返却しますので、これを税関に提出します。

問合せ先：厚生労働省検疫所 食品監視課（9ページ参照）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/soudan/>

参考情報：厚生労働省ホームページ>食品>輸入食品監視業務>手続き>各種様式「確認願」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>



## 届出の手続き（食品衛生法施行規則第32条）

輸入者は、貨物の到着後直ちに<sup>(注)</sup>、定められた書式の「食品等輸入届出書」と材質や形状、色のわかる資料等を添付して、貨物の通関場所を管轄する検疫所に提出しなければなりません。

輸入者は廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、日本に住所または居所を有しない「非居住者」及び「税関事務管理人（関税法第95条に規定：日本に居住しない者の代理で、税関への輸出入申告手続、検査の立会い、関税等の納付を行う者。）」が輸入の届出を行うことはできません。

(注)・届出は貨物の到着後が原則ですが、貨物到着予定日の7日前から届出ができる「事前届出制度」があります。この場合、検査が必要な貨物でなければ、貨物到着前または搬入後に、速やかに届出済証が交付されます。ただし、到着後に届出の記載内容に変更がある場合は、事前に届出た検疫所にその旨を届出なければなりません。

## 届出に必要な書類

- 食品等輸入届出書  
届出書の入手と記入方法は、厚生労働省または各検疫所の輸入食品関連ページに掲載。  
厚生労働省⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>
- 製造者が作成した資料（製造者のレターヘッド、サイン・押印のあるもの）で以下の内容を確認できるもの。
  - ・品名（商品名、品番など）
  - ・製造者名称と所在地、製造所名称と所在地
  - ・材質（とくに食品がふれる部分）、形状、色柄を確認できる資料
  - ・具体的な使用方法、商品説明書
  - ・部品や組合せ製品の場合、パーツリスト、製品との関連性を示す展開図などの図面
- 商品のカラー写真、カタログ等
- 必要に応じて、過去に実施した自主検査の試験成績書

## 届出方法

- ・通関業者<sup>(注)</sup>等に依頼し、提出を代行してもらう（必要書類の用意は輸入者）
- ・検疫所の窓口を持参する
- ・郵送により提出する
- ・輸入食品監視支援システム「FAINS」（予め厚生労働省に機器等の登録手続きが必要。）によるオンラインで提出する

(注) 通関業者とは、税関長の許可を受けて通関業を営む者。税関への輸入（納税）申告業務等を輸入者に代わって行う。国際フォワーダー業、倉庫業、港湾運送業などを兼ねていることが多い。

■届出窓口及び問合せ先：（輸入届出受付）輸入する港を管轄する厚生労働省検疫所 食品監視課（全国32カ所）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/soudan/>  
（事前相談）輸入食品相談指導室（全国13カ所に設置、9ページ参照）

■参考情報：厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務」  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

食品等輸入届出書の記入例（航空貨物の場合）

器具、容器包装  
記入例  
(J、Kコード)

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号	※1	(2) 氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 厚生 太郎	之印 役 取 代 締 表
(3) 届出種別	事前・ <b>一般</b> ・計画輸入	住所	東京都江東区青海2-7-11	
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5   6 7 8 9 0   1 2 3	(電話番号)	03-3599-1520	
(5) 生産国・コード	●●【 <b>国名</b> 】	(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号		
(7) 製造者名、 住所・コード	●● Z Z 9 9・9 9   △△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX, ●●			
(8) 製造所名、 住所・コード	●● Z Z 9 9・9 9   □□□□CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX, ●●			
(9) 輸出者名、 住所・コード				
(10) 包装者名、 住所・コード				
(11) 積込港・コード	●● A B C   【 <b>地域名英名</b> 】	(12) 積込年月日	2018 年 2 月 10 日	
(13) 積卸港・コード	A A A   【 <b>港、空港名</b> 】	(14) 到着年月日	2018 年 3 月 12 日	
(15) 保管倉庫・コード	1 A B 2 3   ○○倉庫(株) 東京都江東区青海〇〇	(16) 搬入年月日	2018 年 3 月 13 日	
(17) 貨物の記号及び 番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890	(19) 届出年月日	2018 年 3 月 15 日	
(18) 船舶又は航空機の 名称又は便名	【 <b>船名、航空機名</b> 】	(20) 事故の有無及び ある場合はその概要	無 有	
		(21) 提出者・コード		(株)〇〇通関 担当: △△ Tel.03-XXXX-YYYY

1 (22) 貨物の別	食品・添加物・ <b>器具</b> ・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・ <b>継続(C)</b> ・更新(U)	(34) 貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード	KPC、KCH、KSS、KRB
(24) 品目コード	J 9 8 0 0 0 0	貨物が器具、容器包 装又はおもちゃであ る場合はその材質・ コード	ポリカーボネート、陶器、 ステンレス、シリコンゴム
(25) 品名	コーヒーメーカー	(35) 貨物が添加物を 含む食品の場合は 当該添加物の品名・ コード	※2
(26) 積込数量・コード	100   P S	貨物が添加物製剤 の場合はその成分・ コード	※2
(27) 積込重量	2,000.00   k g	(いずれの場合も着香の目的 で使用されるものを除く)	
(28) 用途・コード	9   自店舗で使用		
(29) 包装種類・コード	K P R   紙		
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード			
(37) 備考	【 <b>継続(240〇〇〇〇〇〇〇〇)</b> 】 品番: □□-〇〇 商品名または製品名: COFFEE MACHINE L-1000 材質: KPC(コーヒーミル容器: 無色透明)、KCH(ミル: 乳白色)、 KSS(チューブ、タンク、抽出口)、KRB(抽出口パッキン、白色半透 明)		届出済印※1

<注意>

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

(出所) 厚生労働省東京検疫所ホームページ



■厚生労働省検疫所（輸入食品相談指導室を設置している13ヵ所、◎は相談専用電話）

小樽検疫所	食品監視課	TEL:0134-32-4304	
仙台検疫所	食品監視課	TEL:022-367-8102	
成田空港検疫所	食品監視課	TEL:0476-32-6741	◎0476-32-6728
東京検疫所	食品監視課	TEL:03-3599-1520	◎03-3599-1519
横浜検疫所	食品監視課	TEL:045-201-0505	
新潟検疫所	食品監視課	TEL:025-244-4405	
名古屋検疫所	食品監視課	TEL:052-661-4133	◎052-661-4132
大阪検疫所	食品監視課	TEL:06-6571-3523	◎06-6571-3554
関西空港検疫所	食品監視課	TEL:072-455-1290	◎072-455-1295
神戸検疫所	食品監視課	TEL:078-672-9655	
広島検疫所	食品監視課	TEL:082-255-1379	
福岡検疫所	食品監視課	TEL:092-271-5873	
那覇検疫所	食品監視課	TEL:098-868-4519	

●よくある質問

**Q** 個人で輸入する場合も輸入届出は必要ですか？

**A** 食品衛生法では、販売用または営業上使用すること、不特定または多数の者に対して無償配布する場合に届出を義務づけていますので、輸入者が個人であっても輸入届出は必要です。

一方、輸入した本人が個人的に使用する目的で輸入する場合は、人体への安全性については自己責任ということになり、届出は必要ありません。

届出をせずに輸入した器具を、他人に販売したり、自分が経営するレストランなどで使用するなど、営業上で使用することはできません。

**Q** 日本ですでに販売されている鍋を輸入したいのですが、輸入届出は必要ですか？

**A** 食品衛生法第27条のとおり、輸入者は輸入のつど、輸入する貨物について必要な書類をそろえて輸入届出をしなければなりません。また法第3条のとおり、自社が輸入する製品について輸入者が安全性を確認する責務があります（17ページ「輸入者の責務」参照）。

**Q** アンティーク食器を輸入する場合、輸入届出は必要ですか？

**A** 食品に直接接触する用途でアンティーク品を輸入する場合は、輸入届出が必要です。たとえ1点ものであっても何らかの形で、食品衛生法の規格基準に適合していることを確認する必要があります。

食器の形状をしていても飾り紐がついていたり、実用に使わない鑑賞専用の絵皿は、届出の対象外です。ただし、輸入者が税関へ輸入申告する際、食品衛生法の輸入届出に該当しない貨物である旨の証明である「確認願」を税関に提出するように求められる場合があります（6ページ参照）。

## 5

## 器具の規格基準と検査

検疫所は届出内容を確認し、有毒・有害物質を含有していないか、食品衛生法の規格基準に適合しているかを審査します。

検疫所は検査による確認の必要がある場合は検査内容を指示し、検査結果を基にして適法であるかを判断します。

輸入する貨物が食品衛生法に適合していると判断された場合は、届出済証が輸入者に返却され、税関における通関手続きに進めます。

一方、法に違反すると判断された場合は、積戻しまたは廃棄の処分となり、その費用は輸入者が負担することになります。

## 検疫所が指示する検査

命令検査	食品衛生法第26条に基づき、自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査 <sup>(注)</sup> 等において法違反が判明するなど法違反の可能性が高いと見込まれるものについて、検疫所が輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査。検査対象品目、検査項目、試験品採取の方法、検査の方法は、厚生労働省ホームページに公表。	検体採取・検査：登録検査機関 検査費用：輸入者が負担 検査結果判明まで輸入不可
自主検査 (指導検査)	輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して、初回輸入時と定期的な実施を指導する検査。	検体採取・検査：登録検査機関 検査費用：輸入者が負担 検査結果判明まで輸入不可
モニタリング検査	食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査。	検体採取：検疫所 検査費用：国が負担 検査結果の判明を待たずに輸入可

(注) 収去検査とは、食品衛生法に基づき、保健所の食品衛生監視員が製造所や販売店等から、検査のために必要な量の製品を抜き取り、行う検査。

## 自主検査の実施

検疫所が輸入者に対し指導する検査なので「指導検査」とも言います。

器具・容器包装で食品衛生法の規格基準に適合していることを確認する必要があるものは、初回輸入時の検査が必須となります。検査は、輸入者が検査機関に依頼し、費用を負担します。

検査の実施は、届出後または届出前に日本の登録検査機関で行う方法と、輸入前に外国公的検査機関で行う方法の3つがあります。

日本で検査を行う場合は、厚生労働省ホームページに掲載されている「登録検査機関」の中から輸入者の任意で選択して依頼します。検査機関により実施可能な検査項目が異なりますので、各登録検査機関のホームページで調べるとよいでしょう。

検査を行うために必要なサンプル量と書類がありますので、輸入前に必ず登録検査機関に確認してください。検査費用、検査にかかる日数なども登録検査機関にお問合わせください。

■参考情報：厚生労働省ホームページ>輸入食品監視業務>輸入手続き：参考情報「登録検査機関一覧」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/jigyousya/kan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kan/index.html)

### 自主検査① 届出の貨物から検査用サンプルを採取して登録検査機関で実施

- ・ 輸入届出後に検疫所から指導された検査項目について、輸入者が登録検査機関に検査を依頼。
- ・ 登録検査機関は、保税倉庫内貨物から検査用サンプルを採取・検査。
- ・ 当該貨物の試験成績書を検疫所に提出。

### 自主検査② 届出前にサンプル（先行サンプル）を輸入して登録検査機関で実施

販売用貨物を輸入する前に、検査用として輸入したサンプルのことを「先行サンプル」といいます。検査用サンプルは輸入届出の必要がないので、厚生労働省では先行サンプルで行った検査を「輸入届出を行わない食品等で実施した検査」と言います。輸入届出前に、商品が食品衛生法に適合しているかの確認ができるので、不適合商品の輸入による廃棄・積戻しのリスクを回避する利点があります。また、先行サンプルでの検査は、輸送途上において変化するおそれのある項目（細菌、カビ毒等）はできませんので、食品よりも器具に有効な方法です。

先行サンプルで実施した検査結果を検疫所が受け入れるのは、所定の「確認書」が添付され、成績書への記載事項や添付書類について一定の要件を満たすことが確認できる場合に限られます。詳細は登録検査機関にお問合せください。検査項目については、検疫所の事前相談をご利用ください。

#### 【先行サンプルの基本要件】

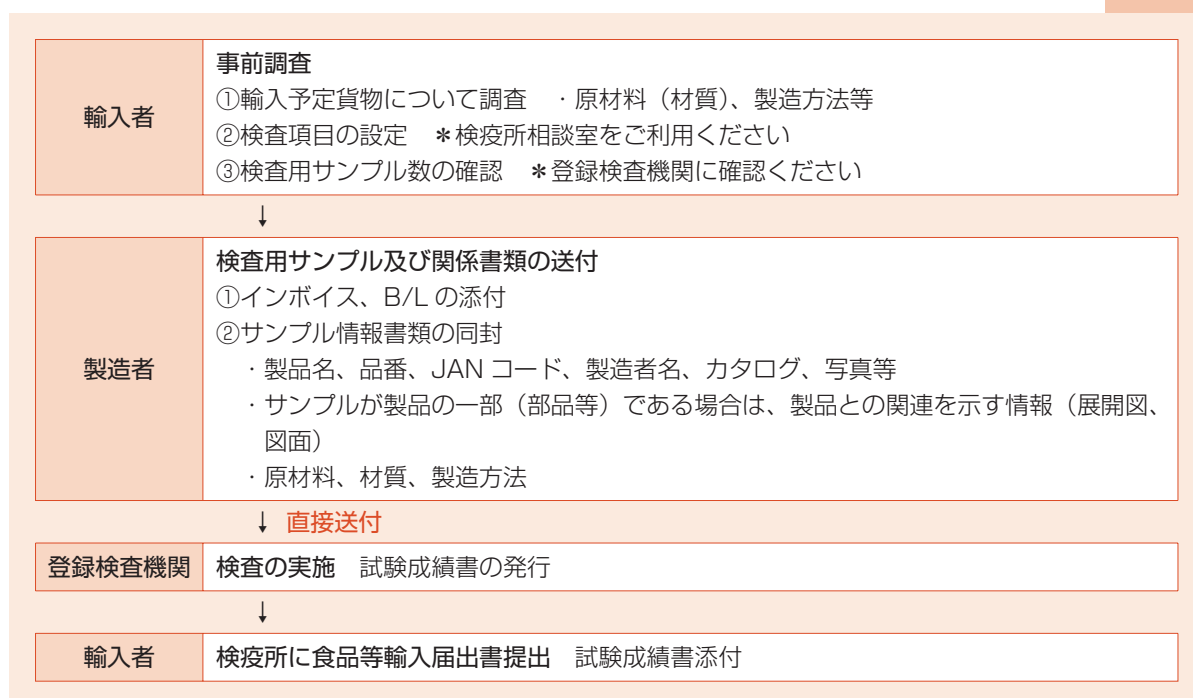
- ・ 先行サンプルは、製造者または輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封（税関等行政機関の検査による開封を除く。）のものであること。
- ・ 輸出国の製造者等（製造者、製造所、輸出者）が作成したサンプルの関係情報資料（検疫所の書式「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果確認書」の確認項目2に示された書類）を先行サンプルに同封すること。

#### ■参考情報：厚生労働省ホームページ>輸入食品監視業務>輸入手続き：参考情報

「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果確認書」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/170831.pdf>

#### 先行サンプルで検査を実施する手順



（出所）厚生労働省神戸検疫所「輸入食品相談 Q&A」より抜粋

### 自主検査③ 外国公的検査機関で実施

輸出国政府が自国において一定の検査能力を有する試験検査機関として認め、あらかじめ輸出国政府より厚生労働省に依頼のあった検査機関を「外国公的検査機関」と言います。

外国公的検査機関の試験成績書が輸入届出書に添付され、検査成績が食品衛生法に適合している場合には、当該項目の指導検査が省略されます。この場合、輸送途上において変化するおそれのある項目（細菌、カビ毒等）は輸入時に省略できませんので、食品よりも器具に有効な方法です。

検査結果の受け入れには一定の要件があるので、詳細は検疫所にお問合せください。

- ・ 検査機関リストに掲載された検査機関名と所在地が同一であること。  
検査機関の支所や出張所は認められない。
- ・ 検査方法が日本の食品衛生法の定める試験方法と同等以上であること。
- ・ 検査を行ったサンプルと日本に輸入する製品との同一性を確認するため、製造者名、製品名、品番等、検査物を特定できる情報が試験成績書に記載されていること。
- ・ 試験成績書は英語または日本語で記載されていること。

### 外国公的検査機関の試験成績書に最低限記載されていることが望ましい事項

- ① 検査機関に関する情報  
名称及び所在地
- ② 依頼者に関する情報  
氏名及び住所（法人にあっては、その氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③ 試験品に関する情報  
生産国  
製造所若しくは加工所の名称及び所在地、または生産地  
名称（品番等の試験品が特定できる情報を含む。）  
材質、色彩や模様等（器具、容器包装及びおもちゃに限る。）  
深さ、容量、加熱調理用器具の別（ガラス製、陶磁器製またはホウロウ引きの器具または容器包装に限る。）  
カラー写真（器具、容器包装及びおもちゃに限る。）
- ④ 試験に関する情報  
試験項目  
試験方法（出典及び根拠を含む。）  
試験結果（検出限界または定量下限の記載を含む。）  
試験成績書の作成又は発行年月日並びに番号

（出所）厚生労働省「外国公的検査機関の試験成績書に最低限記載されていることが望ましい事項について」

■参考情報：厚生労働省ホームページ＞輸入食品監視業務＞輸入手続き：参考情報「外国公的検査機関一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/5/index.html>

「外国公的検査機関の試験成績書への記載事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/gaikokuseisekisho170428.pdf>

## 器具・容器包装の規格基準

器具の規格基準は、「食品、添加物等の規格基準」（告示第370号）の第3項に定められています。

- 第3 器具及び容器包装
- A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
  - D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
    - 1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装
    - 2 合成樹脂製の器具又は容器包装
    - 3 ゴム製の器具又は容器包装
  - E 器具又は容器包装の用途別規格
    - 3 氷菓の製造に使用する器具
    - 4 食品の自動販売機（食品が部品に直接接触する構造を有するものに限る。）及びこれによって食品を販売するために用いる容器
  - F 器具及び容器包装の製造基準

（注）・器具に関連する項目を抜粋。本文は、厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報」に掲載されている。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html)  
 ・「容器包装」とは、食品衛生法第4条第5項で「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう」と定義されている。具体的には、食品を入れ、あるいは包むびん、缶、箱、袋、包装紙、ラップフィルム、プラスチックトレーなど。容器包装から有毒・有害な物質が溶出して人の健康を損なうことのないように、器具と同様の規格基準が定められている。

以下では、①原材料一般の規格、②原材料の材質別規格、③製造基準の概要を掲載します。

### ① 原材料一般の規格

金属、古紙などの原材料別に規格が定められています。

原 材 料	種 類	規 格
金属	器具	銅、鉛又はこれらの合金が削り取られるおそれのある構造でないこと
	食品に接触する部分に使用するメッキ用スズ	鉛：0.1%以下
	器具・容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いる金属	鉛：0.1%以下 アンチモン：5%未満
	器具・容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いるハンダ	鉛：0.2%以下
	電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極	鉄、アルミニウム、白金、チタンに限る（ただし、食品を流れる電流が微量である場合はステンレスも使用できる）
一般	器具・容器包装	着色料：化学的合成品にあっては、食品衛生法施行規則別表第1掲載品目（ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない場合を除く）
紙(板紙を含む) (平成25年3月12日改正)	紙中の水分又は油分が著しく増加する用途、または長時間の加熱を伴う用途に使用される器具・容器包装	古紙を原材料として用いてはならない。（ただし、紙中の有害な物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く）
合成樹脂 (食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料) (2020年4月28日改正)	器具・容器包装 ⇒20ページ参照	当該原材料を使用して製造される器具・容器包装に含有されることが許容される量または器具・容器包装から溶出し、もしくは浸出して食品に混和することが許容される量（含有量）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合を除く。（以下、略）



② 原材料の材質別規格

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具・容器包装については、溶出試験としてカドミウム・鉛が定められています。

【ガラス製の器具または容器包装】

種 類		溶 出 試 験				
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格	
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	加熱調理用器具	カドミウム			0.05 $\mu$ g/ml 以下	
		鉛			0.5 $\mu$ g/ml 以下	
	加熱調理用器具以外のもの	容量 600ml 未満のもの	カドミウム			0.5 $\mu$ g/ml 以下
			鉛			1.5 $\mu$ g/ml 以下
		容量 600ml 以上 3L 未満のもの	カドミウム	常温（暗所）、 24 時間	4%酢酸	0.25 $\mu$ g/ml 以下
			鉛			0.75 $\mu$ g/ml 以下
	容量 3L 以上のもの	カドミウム			0.25 $\mu$ g/ml 以下	
		鉛			0.5 $\mu$ g/ml 以下	
	液体を満たすことのできないもの又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm 未満のもの		カドミウム			0.7 $\mu$ g/cm <sup>2</sup> 以下
			鉛			8 $\mu$ g/cm <sup>2</sup> 以下

【陶磁器製の器具または容器包装】

種 類		溶 出 試 験				
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格	
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	加熱調理用器具	カドミウム			0.05 $\mu$ g/ml 以下	
		鉛			0.5 $\mu$ g/ml 以下	
	加熱調理用器具以外のもの	容量 1.1L 未満のもの	カドミウム			0.5 $\mu$ g/ml 以下
			鉛			2 $\mu$ g/ml 以下
		容量 1.1L 以上 3L 未満のもの	カドミウム	常温（暗所）、 24 時間	4%酢酸	0.25 $\mu$ g/ml 以下
			鉛			1 $\mu$ g/ml 以下
	容量 3L 以上のもの	カドミウム			0.25 $\mu$ g/ml 以下	
		鉛			0.5 $\mu$ g/ml 以下	
	液体を満たすことのできないもの又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm 未満のもの		カドミウム			0.7 $\mu$ g/cm <sup>2</sup> 以下
			鉛			8 $\mu$ g/cm <sup>2</sup> 以下

(注)「加熱調理用器具」とは、直火、オープン、電子レンジ等を用いた加熱調理に用いることを主目的とする器具をいう。電子レンジで使用できる旨の表示があっても、加熱調理を主目的とせず、温め直しをするだけのものであれば、加熱調理用器具には該当しないものとして取り扱われる。



【ほうろう引きの器具または容器包装】

種 類	溶 出 試 験					
	試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格		
液体を満たすことのできないもの 又は液体で満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの	加熱調理用器具	カドミウム			0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
		鉛			1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
	加熱調理器具以外のもの	カドミウム			0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
		鉛			8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
液体で満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの	容量3L以上のもの	カドミウム	常温（暗所）、 24 時間	4%酢酸	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
		鉛			1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下	
	容量3L未満のもの	加熱調理用器具	カドミウム			0.07 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
			鉛			0.4 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	加熱調理器具以外のもの	カドミウム	0.07 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下			
		鉛	0.8 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下			

【合成樹脂製の器具・容器包装】

一般規格では、材質試験としてカドミウム・鉛、溶出試験として重金属・過マンガン酸カリウム ( $\text{KMnO}_4$ ) 消費量などが定められています。また14種類の樹脂に個別規格が定められています。

種 類	材質試験	溶 出 試 験				
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規 格	
合成樹脂一般 (一般規格)	●カドミウム： 100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下 ●鉛：100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	重金属	60℃、 30 分間*1	4%酢酸	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下	
		$\text{KMnO}_4$ 消費量*2		水	10 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下	
フェノール樹脂、 メラミン樹脂又は ユリア樹脂		フェノール	60℃、 30 分間*1	水	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$	
		ホルムアルデヒド			不検出	
		蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$	
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4		
	60℃、 30 分間*1	水*5				
		4%酢酸*6				
ホルムアルデヒドを製造原料とするもの		ホルムアルデヒド	60℃、 30 分間*1	水	不検出	
		蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$	
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4		
			60℃、 30 分間*1	水*5		
		4%酢酸*6				
ポリ塩化ビニル (PVC)	●ジブチルスズ化合物： 50 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下（二塩化ジブチルスズとして） ●クレゾールリン酸エステル： 1mg/g 以下 ●塩化ビニル： 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	蒸発残留物	25℃、 1 時間	ヘプタン*3	150 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下	
			60℃、 30 分間	20%エタノール*4	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下	
			60℃、 30 分間*1	水*5		
				4%酢酸*6		

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリエチレン (PE) 及びポリプロピレン (PP)		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下 (ただし、使用温度 が100℃以下の試 料にあっては 150 µg/ml 以下)
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリスチレン (PS)	●揮発性物質 (スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの合計) : 5 mg/g 以下 ただし、発泡ポリスチレン (熱湯を用いるものに限る) では2 mg/g 以下でスチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1 mg/g 以下	蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	240 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリ塩化ビニリデン (PVDC)	●バリウム : 100 µg/g 以下 ●塩化ビニリデン : 6 µg/g 以下	蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
			60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリエチレンテレフタレート (PET)		アンチモン	60℃、 30分間*1	4%酢酸	0.05 µg/ml 以下
		ゲルマニウム	60℃、 30分間*1	4%酢酸	0.1 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
60℃、 30分間	20%エタノール*4				
60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6				
ポリメタクリル酸メチル (PMMA)		メタクリル酸メチル	60℃、 30分間	20%エタノール	15 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6				
ナイロン (PA)		カプロラクタム	60℃、 30分間	20%エタノール	15 µg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、 1時間	ヘプタン*3	30 µg/ml 以下
			60℃、 30分間	20%エタノール*4	
60℃、 30分間*1	水*5 4%酢酸*6				

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリメチルペンテン (PMP)		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	120μg/ml以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	30μg/ml以下
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリカーボネート (PC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビスフェノールA (フェノール及び <i>p</i>-tert-ブチルフェノールを含む) : 500 μg/g 以下</li> <li>●ジフェニルカーボネート : 500 μg/g 以下</li> <li>●アミン類 (トリエチルアミン及びトリブチルアミン) : 1 μg/g 以下</li> </ul>	ビスフェノールA (フェノール及び <i>p</i> -tert-ブチルフェノールを含む)	25℃、1時間	ヘプタン*3	2.5 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリビニルアルコール (PVA)		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	
ポリ乳酸 (PLA)		総乳酸	60℃、30分間*1	水	30 μg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6				
ポリエチレンナフタレート (PEN)		ゲルマニウム	60℃、30分間*1	4%酢酸	0.1 μg/ml 以下
		蒸発残留物	25℃、1時間	ヘプタン*3	30 μg/ml 以下
			60℃、30分間	20%エタノール*4	
			60℃、30分間*1	水*5 4%酢酸*6	

#### 輸入者の責務とは

食品衛生法第3条では食品等事業者の責任において食品、器具等の安全性を確保するため、

- ①食品衛生に関する知識や技術の習得、②使用する原材料の安全性の確保
- ③自主検査の実施、④その他の必要な措置、を講ずるよう努めなければならない

と規定されており、輸入器具に関しては輸入者自らが食品衛生法に適合していることを含め、器具の安全性を確認しなければなりません。

また、輸入届出書、通関許可書等や商品の入出荷台帳などの記録を保存するよう努めること、危害発生時にはその記録の国、都道府県等への提供など必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めることが求められています。

### 【ゴム製の器具又は容器包装】

材質試験としてカドミウム・鉛等が定められています。溶出試験としてフェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛、重金属、蒸発残留物が設定されています。

種類	材質試験	溶出試験			
		試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ほ乳器具を除く	●カドミウム： 100 µg/g 以下 ●鉛：100 µg/g 以下 ●2-メルカプトイミダ ゴリン（塩素を含むも のに限る）：不検出	フェノール	60℃、 30分間*1	水	5 µg/ml 以下
		ホルムアルデヒド			不検出
		亜鉛		4%酢酸	15 µg/ml 以下
		重金属			1 µg/ml 以下 (鉛として)
		蒸発残留物		水*5、*7	60 µg/ml 以下
	4%酢酸*6				
ほ乳器具	●カドミウム： 10 µg/g 以下 ●鉛：10 µg/g 以下	フェノール	40℃、 24 時間	水	5 µg/ml 以下
		ホルムアルデヒド			不検出
		亜鉛		4%酢酸	1 µg/ml 以下
		重金属			1 µg/ml 以下 (鉛として)
		蒸発残留物		水	40 µg/ml 以下

- \* 1 使用温度が 100℃を超える場合は、95℃、30 分間
- \* 2 フェノール樹脂、メラミン樹脂及びユリア樹脂を除く
- \* 3 油脂及び脂肪性食品
- \* 4 酒類
- \* 5 pH5 を超える食品
- \* 6 pH5 以下の食品
- \* 7 器具

### ③ 器具及び容器包装の製造基準

器具・容器包装の種類	規格
銅製又は銅合金製の器具及び容器包装	食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施されたものに限る（ただし、固有の光沢を有し、さびを有しないものを除く）
器具・容器包装一般	着色料：化学的合成品を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第 1 掲載品目（ただし、うわぐすり、ガラス又はホウロウへ融和させる方法その他食品に混和するおそれのない方法による場合を除く）
氷菓の紙製、経木製又は金属箔製の容器包装	製造後、殺菌したものに限る
器具・容器包装一般	<p>特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 特定牛のせき柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの</p> <p>(2) 月齢が30月以下の特定牛のせき柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの</p>

## よくある質問

**Q** 陶磁器製コーヒーカップを輸入しますが、器具の規格基準ではどのような規制を受けますか？

**A** 陶磁器食器の釉薬や絵付けなどで使用される鉛 (Pb) とカドミウム (Cd) は、人体が多量に摂取すると健康に悪影響を及ぼすため、溶出量が規制されています

陶磁器の規格は、まず深さによって2つの区分があり、深いものには「加熱調理用」と「加熱調理用以外のもの」の2つの区分があり、さらに「加熱調理用以外のもの」は容量により3つの区分があります。

陶磁器製コーヒーカップの場合、「液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のもの」で「加熱調理用器具以外のもの」となり、容量については「1.1リットル未満のもの」という区分に該当するので、カドミウムは0.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下、鉛は2 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下の規格値に適合する必要があります。基本的には、食品が直接触れる部分（食器の内面）が規制の対象となり、食品と接触しない外側の面からのカドミウム及び鉛の溶出については、規格の対象外です。

同じ材質・同じ区分の食器であっても、食品と接触する部分の色が異なる場合は、それぞれ検査が必要となります。

詳細については、器具の材質、形状、色を確認できる資料を用意の上、検疫所や登録検査機関にお問合せください。

**Q** 同じものを繰り返し輸入する場合、毎回、検査の試験成績書の提出が必要ですか？

**A** 同一食品等継続輸入制度を利用できます

器具・容器包装については、同一製品（製造所、材質、色、製造方法が同一であること）を繰り返し輸入する場合、初回の食品等輸入届出書の写しと試験成績書の写しを提出することにより、その試験成績書に記載された項目について、無期限で輸入時の検査が省略されます。ただし、法律改正で検査方法や基準値などが変更になった場合は、あらためて自主検査が必要になります。

**Q** 食器や調理器具等の輸入時には、どのような違反が多くありますか？

**A** 食器や調理器具等の輸入時の違反の多くは、材質別規格の不適合によるものです。

実際に違反になった品名、製造者名、生産国、不適合内容、輸入者名、措置状況等の具体的な内容は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

### 輸入時における器具の違反事例（平成28年分より一部抜粋）

品名	生産国	不適合内容	原因
金メッキ真鍮製器具	イタリア	材質別規格不適合（鉛 1.8% 検出）	
飲食器具（磁器製）：皿	ベトナム	材質別規格不適合（鉛 不適合（14 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 検出）	事前確認不十分
その他の器具（ホウロウ引き製）： COCOTTE OVAL 蓋	フランス	材質別規格不適合（カドミウム 0.6 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 検出）	
飲食器具（メラミン樹脂製）：マグ	中国	材質別規格不適合 （蒸発残留物（4%酢酸）45 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 検出）	成型工程の管理不徹底
その他の器具（ポリエチレン製）： フリーザーバッグ	中国	材質別規格不適合（鉛 不適合（430 $\mu\text{g}/\text{g}$ 検出））	着色料の使用管理不徹底
飲食器具（ポリプロピレン製）：スプーン	ベトナム	材質別規格不適合（カドミウム 110 $\mu\text{g}/\text{g}$ 検出）	着色料による検出
割ぼう具（ナイロン製）：SCRAPER	フランス	材質別規格不適合 （カプロラクタム 17 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 検出）	食品衛生法の認識不十分
その他の器具（ゴム製）：食品用手袋	マレーシア	材質別規格不適合（亜鉛 不適）	表面の洗浄不十分

（出所）厚生労働省ホームページ「輸入食品監視業務＞違反事例」

## 6

# 合成樹脂製器具のポジティブリスト制度と情報伝達

日本における器具・容器包装の規格基準は、原則として全ての物質の使用を認めた上で国が定めた物質の使用制限を行う「ネガティブリスト制度」ですが、海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り直ちに規制できないことがこれまで課題となっていました。

そこで器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とする「ポジティブリスト制度」を導入し、まずは合成樹脂の器具・容器包装を対象に2020年6月から施行となりました。

合成樹脂以外の材質も将来的にはポジティブリスト制度の対象となり、追加される予定です。

従来のネガティブリスト制度は継続して運用されますので、合成樹脂はネガティブリスト制度とポジティブリスト制度の2つの規制がかかることとなります。

### ポジティブリスト制度とは（食品衛生法第18条第3項の新設 ⇒ 4ページ参照）

原則として全ての物質の使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみを使用できる規制。

米国、EU、中国などが導入しているほか、韓国、タイなどアジア諸国においても導入が検討されています。

### 対象範囲（食品衛生法施行令第1条、施行通知：生食発1107第1号）

○対象となる材質は「合成樹脂」。ゴム（熱可塑性を持たない弾性体）を除く。

○他の材質で食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合の合成樹脂も対象。

例：合成樹脂製のシートが貼られている牛乳パック、合成樹脂がコーティングされている金属缶

### 合成樹脂の分類（概要）

	熱可塑性あり	熱可塑性なし
プラスチック	熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン、ポリスチレン	熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂、フェノール樹脂
エラストマー	熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー、スチレン・ブロック共重合体	ゴム（熱硬化性エラストマー） 例) ブタジエンゴム、ニトリルゴム

（出所）厚生労働省

### ポジティブリスト制度において管理する物質（告示第370号の第3項A原材料一般規格8）

○ポジティブリスト制度の対象物質は、「食品、添加物等の規格基準」（厚生省告示第370号、2020年4月28日公布）の別表第1「第1表 基ポリマー」と「第2表 添加剤・塗布剤」の2つのリストに掲載されています。

○基ポリマーと添加剤等は、最終製品中に残存することを意図して用いられる物質です。

○最終製品中に残存することを意図しない物質は、従来のネガティブリスト制度により管理します。

例：モノマーの重合反応に用いられる触媒や重合助剤、基ポリマーの原料

### 合成樹脂とは

合成樹脂：モノマーが重合（繰り返して結合）して得られるポリマーに、添加剤を加えたもの

モノマー：エチレン、プロピレンなどの低分子化合物で、ポリマーを構成する最小単位。

ポリマー：モノマーを数千個から数十万個重合させてできた高分子化合物。

基ポリマー：合成樹脂の基本構造を成すポリマー。

添加剤：合成樹脂に物理的、化学的強度、特性、機能を付与するために、ポリマーに添加される化学物質。

（出所）食品安全委員会資料、厚生労働省資料より作成



### ポジティブリストの規制と適合確認のポイント

○「第1表 基ポリマー」は、(1)基ポリマー（プラスチック）、(2)基ポリマー（コーティング樹脂）、(3)基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー（微量モノマー）、の3つのリストで構成されています。

○第1表(1)と(2)の基ポリマーには、使用可能食品と使用可能最高温度が定められています。

**確認ポイント**⇒①製品の合成樹脂が基ポリマーのリストに掲載されているか。

②製品の使用条件が使用可能食品と使用可能最高温度の範囲内か。

○構成成分として、第1表(3)微量モノマーを使用する場合は、基ポリマーの構成成分に対して98%超が基ポリマーで構成されている必要があります。

○基ポリマーは、その特性（物理化学的性質）や使用実態を踏まえて7つの区分に分類され、区分に応じて「第2表 添加剤等」の使用制限量（基ポリマー、添加剤を含む合成樹脂全体に対する重量割合）が定められています。

**確認ポイント**⇒①合成樹脂の添加剤が第2表の添加剤に掲載されているか。

②基ポリマーの樹脂区分に対し、使用可能な添加剤か。

使用制限量の範囲内か。

### 輸入者に求められる2つの対応

#### (1) ポジティブリスト制度に適合した原材料により製造していることの確認と輸入通関時の説明

・合成樹脂の組成、成分、含有量（%）、使用条件等の情報を輸出者（器具・容器包装の製造事業者、原材料製造事業者）から入手し、ポジティブリストと照合、適合の確認をとります。この場合、合成樹脂の個別物質の種類や量などの開示を求めているのではなく、リストに「適合している（ことが確認できる）」情報の確認となります。

リストとの照合には、厚生労働省ホームページに掲載されているポジティブリストの和名・英名・CASを記載した「別表第1第1表の参考リスト」と「別表第1第2表の参考リスト」を、輸出者に提供すると便利です。

・輸入通関時、ポジティブリスト制度への適合性を検疫所に説明できる情報及び資料の用意が必要です。

① 輸入した製品が特定できる情報

② ポジティブリスト制度に適合した原材料により製造している情報

③ ①及び②の内容を確認できる資料

#### (2) 事業者間の情報伝達（食品衛生法第50条の4、食品衛生法施行規則第66条の6）

輸入した合成樹脂の器具・容器包装を販売する際には、上記(1)で確認した内容を販売先（その製品を取扱う事業者）に説明することが義務づけられました。情報伝達の方法に特段の定めはありませんが、事業者における情報の記録及び保存等により事後的に確認できる書類（契約時の仕様書、入荷時の品質保証書、業界団体の確認証明書、適合性を傍証する書類等）が必要です。

■参考情報：厚生労働省ホームページ>食品>器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報

「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)

## 7 通関手続きについて

貨物の輸入者は、外国から到着した貨物を陸揚げしたのち、保税地域<sup>(注)</sup>に搬入した上で、保税地域を管轄する税関長に対して輸入（納税）申告を行います。輸入申告を受けた税関は、書類を審査し、必要に応じて貨物を検査し、関税等の納付を確認して輸入を許可します。この一連の手続きを通関といえます。通関手続きを経て初めて、貨物は国内での流通が認められます。

必要な通関手続きは輸入方法により異なります。いずれの場合も他法令の許可・承認等を必要とする品目は、通関の際にこれらの許可・承認等を受けた旨を税関に証明して確認を受けなければ、輸入が許可されません。

また、原産地について偽った表示または誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に表示されている場合や輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されている場合、関税法第71条により税関で輸入を許可しないので注意が必要です。

■参考情報：税関ホームページ「原産地を偽った表示等」

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/index.htm>

(注) 保税地域とは外国から到着した貨物を関税・消費税等を納めないまま一時的に保管できる場所をいう。

### 他法令の審査・確認

他法令とは、関税法第70条でいう「他の法令」のことで、関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可・承認等を定めたものを指します。食品衛生法は「他の法令」に該当し、食品等輸入届出書の写しに届出済の印が押印された書類（届出済証）を提示することにより、他法令の規定による条件を満たしているかどうか審査されます。

■参考情報：税関ホームページ「カスタムアンサー1801税関で確認する輸入関係法令の概要」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1801\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1801_jr.htm)

### 関税等の納税申告

輸入される物品には、関税、消費税が課されます。関税が無税である場合も消費税はかかるので注意が必要です。

関税を納める者は原則として「貨物を輸入する者」であり、通常は仕入書（Invoice）の荷受人となります。実際の手続きにおいては、通関業者が通関手続きを代行するにあたり、輸入者に代わって関税等の立替払いを行い、貨物の引渡し後にその費用を手数料と一括して輸入者に請求するという形をとることが多くなっています。

### ■税関手続きに関する問合せ先（主な税関相談官連絡先）

■参考情報：税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/>

函館税関	TEL:0138-40-4261	hkd-gyomu-sodan@customs.go.jp
東京税関	TEL:03-3529-0700	tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp
成田税関支署	TEL:0476-34-2128	
東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	
横浜税関	TEL:045-212-6000	yok-sodan@customs.go.jp
名古屋税関	TEL:052-654-4100	nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
大阪税関	TEL:06-6576-3001	osaka-sodan@customs.go.jp
神戸税関	TEL:078-333-3100	kobe-sodan@customs.go.jp
門司税関	TEL:050-3530-8372	moji-sodankan@customs.go.jp
長崎税関	TEL:095-828-8619	nagasaki-sodan@customs.go.jp
沖縄地区税関	TEL:098-863-0099	oki-9a-sodan@customs.go.jp

## 1. 仕入者が手荷物として輸入する場合

旅行者の携帯品・別送品（身の回り品、個人的に使用するもの等）については、旅具通関という簡易な手続きが認められています。販売目的で買い付けた商品や商用サンプルは、原則として一般貨物と同様の通関手続きが必要ですが、食品用器具の場合、課税価格の合計額が30万円程度以下のもので、食品衛生法の届出済証を提出できれば、旅具通関扱いにすることは可能です。ただし、食品衛生法の輸入届出に必要な書類をそろえたり、検査の手配などに日数がかかると、保管料が高むことにご注意ください。

### 【旅具通関扱いの場合】

「携帯品・別送品申告書」のA面の1. で「③商業貨物・商品サンプル」にチェックし、B面の「その他の品名」欄で、輸入する商品名、数量、価格を記入し、貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）を添付し、入国時の税関（旅具部門）に提出します。税関の案内に従って保税業務を行う通関業者を呼び、貨物を保税地域に搬入し、搬入票を受け取ります（保管料が必要）。

入国後（後日でも可能）、空港内の厚生労働省検疫所へ食品等輸入届出書と必要書類を提出します。検疫所の審査・検査指導等の結果、問題がないと判断されたものについては届出済証が返却されますので、輸入者が税関の旅具通関担当に届出済証、搬入票を提出します。税関は入国時に提出された携帯品・別送品申告書と現品、届出済証を確認し、税額を確定しますので、輸入者は関税等を納付して商品を搬出することができます。

申告書・添付書類	・ 携帯品・別送品申告書（税関様式C-5360） ・ 輸入許可書が必要な場合は、輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式C-5340） ・ 貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）など
提出時期	入国時の税関検査のとき、及び食品衛生法の届出済証取得後
提出先	税関の旅具通関担当
関税	・ 税関が税額を確定（賦課課税方式） ・ 原則として「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」が適用されるが、希望すれば一般税率の適用も可能。 ・ 少額免税扱いとなるもの（課税価格の合計が1万円以下）以外は、すべて課税対象となる（個人用の免税枠20万円の適用はなし）

### 【旅具通関できない場合（業務通関）】

課税価格が30万円以上のもので旅具通関扱いができない場合、一般貨物の通関扱いになります。入国時の税関（旅具部門）で一般貨物の通関の扱いとなる旨を伝え、保税業務を行う通関業者を呼び、貨物を保税地域に搬入し、搬入票を受け取ります（保管料が必要）。

入国後、空港内の厚生労働省検疫所へ食品等輸入届出書を提出し、届出済証が返却された後、輸入者または委託した通関代行業者が保税地域を管轄する税関で輸入申告を行います。申告時には、搬入票、輸入（納税）申告書、仕入書（Invoice）、届出済証を提出し、関税等を納付して輸入許可書を受取り、それを保税地域で提示すると商品を搬出することができます。

#### 商業貨物は「別送品」とはなりません

渡航先で購入した土産品などを持ち帰らずに別便で送る場合は、帰国時の税関検査の際に、「別送品」として携帯品・別送品申告書で輸入申告を行うことができます。ただし、渡航先で買い付けた商品等の商業貨物を帰国時に別便で送る場合は「別送品」の扱いとはならず、一般の貨物、国際宅配便、国際郵便としてそれぞれ扱われますのでご注意ください。

## 2. 取引先から国際郵便により輸入する場合

外国から送られてきた郵便物は、信書（手紙、封書）を除き、すべてのものが税関検査を経て受取人に配達されますが、食品用器具の場合は食品衛生法の輸入届出を通関手続きを終了する前に行うことが必要です。仮に、この手続きがなされず食品用器具を輸入した場合は、国内において販売や営業に使用できなくなります。迅速・適正な通関処理のために、郵便物に貼付する税関告知書には、内容品が「商品」または「商品サンプル」であること、品目別に個数または重量、価格等を正確に記載するように注意してください。

通関手続きは課税価格によって取り扱いが異なります。

### 【課税価格が20万円以下の郵便物の場合】

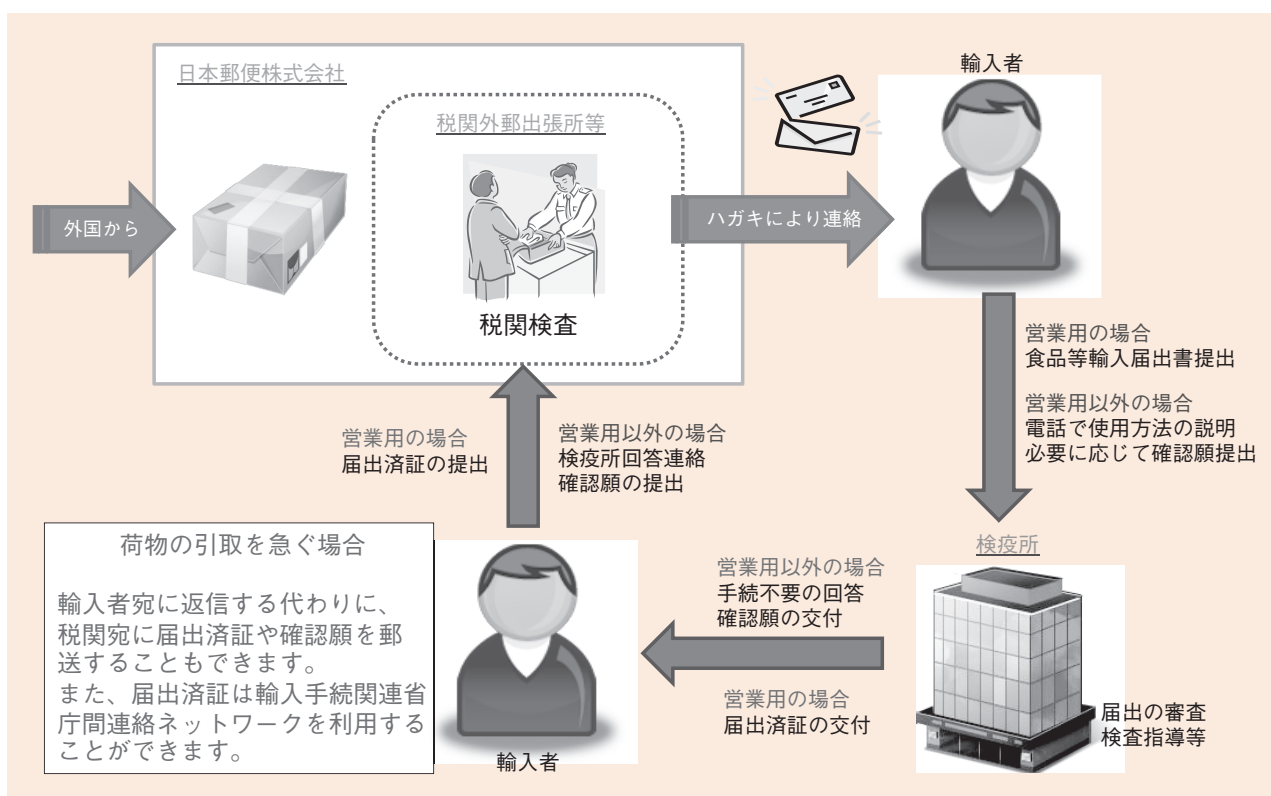
#### ① 税関外郵出張所からハガキによる連絡

日本国内で販売または営業上使用するために食品用器具を輸入する場合、食品衛生法に基づく輸入届出が必要となるので、郵便物はいったん外国郵便物を取り扱う国際郵便交換局に保管されます。局内には税関の外郵出張所が設置されており、郵便物の宛名人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」が送られます。

#### ② 検疫所に食品等輸入届出書の提出

輸入者はこのハガキに記載された内容を「食品等輸入届出書」に記入し、他の記載事項も記入して、ハガキに記載された検疫所食品監視課まで書類を提出または郵送します。手続きの詳細は検疫所にご確認ください。

### 外国郵便で輸入した食品等の手続きの流れ



(出所) 厚生労働省那覇検疫所ホームページ

### ③ 届出済証の交付を受け、税関へ提出

検疫所の審査・検査指導等の結果、問題がないと判断されたものについては、食品等輸入届出書に届出済印を押印した書類（届出済証）が返却されますので、これを税関に提出または郵送します。

税関検査の結果、税金を納付する必要がある場合には、郵便物とともに国際郵便物課税通知書及び納付書・領収証書が配達されますので、配達員に税金と日本郵便の通関料（200円／個）を支払い、郵便物を受け取ります。税金が1万円を超える場合は、配達郵便局から連絡があるか、または課税通知書だけが送られてくるので、その案内に従って税金と通関料を支払い、郵便物を受け取ります。（日本郵便に税金納付を委託する形になります）

### 【課税価格が20万円を超える郵便物の場合】

外国から到着した郵便物が保管されている日本郵便（株）国際郵便交換局を管轄する税関（外郵出張所等）から、通関手続きの案内文書が送られてきますので、仕入書（Invoice）、食品衛生法の届出済証など輸入申告に必要な書類を揃えて輸入申告手続きを行います。

輸入申告手続きは、原則として輸入者自身が行うこととされていますが、日本郵便または通関業者に依頼することもできます。

日本郵便に通関を依頼する場合の通関代行業務の料金は以下になります。

品目数2つまで6,600円／件、品目数6つまで9,300円／件、品目数7つ以上12,000円／件

（注）・通関料の消費税は免税

・品目数とは通関業法基本通達18-1（通関業務の料金）に規定する欄数

日本郵便は食品衛生法に基づく手続きの代行はしないため、輸入者自身が行い、届出済証を取得しなければなりません。通関業者によっては食品衛生法の手続きを有料で請け負う場合がありますので、取扱各社にお問合わせください。

### ■税関外郵出張所連絡先

東京税関	東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	（日本郵便(株)東京国際郵便局内）
横浜税関	川崎外郵出張所	TEL:044-270-5780	（日本郵便(株)川崎東郵便局内）
名古屋税関	中部外郵出張所	TEL:0569-38-1524	（日本郵便(株)中部国際郵便局内）
大阪税関	大阪外郵出張所	TEL:072-455-1850	（日本郵便(株)大阪国際郵便局内）
門司税関	福岡外郵出張所	TEL:092-663-6260	（日本郵便(株)新福岡郵便局内）
沖縄地区税関	那覇外郵出張所	TEL:098-854-8292	（日本郵便(株)那覇中央郵便局内）

### 少額物品の免税

課税価格の合計が1万円以下の物品の輸入については、一部の品目を除いて、その関税及び消費税等が免税されます。

なお、個人使用を目的とする物品については、海外小売価格を卸取引段階での価格まで引き下げた価格（海外小売価格×0.6で算出）を課税価格としますが、商業貨物に対しては適用されません。

※課税価格が1万円以下の物品とは…

- ・1申告に係る課税価格の合計額が1万円以下のもの。ただし1仕入書に係る貨物を分割して申告した場合は、その仕入書に記載されたすべての貨物の課税価格を合計したものとします。
- ・郵便物については、1つの包装に梱包された輸入貨物の課税価格の合計が1万円以下のもの。同一差出人から同一名宛人に同時に分割して郵送された場合は、分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものとします。

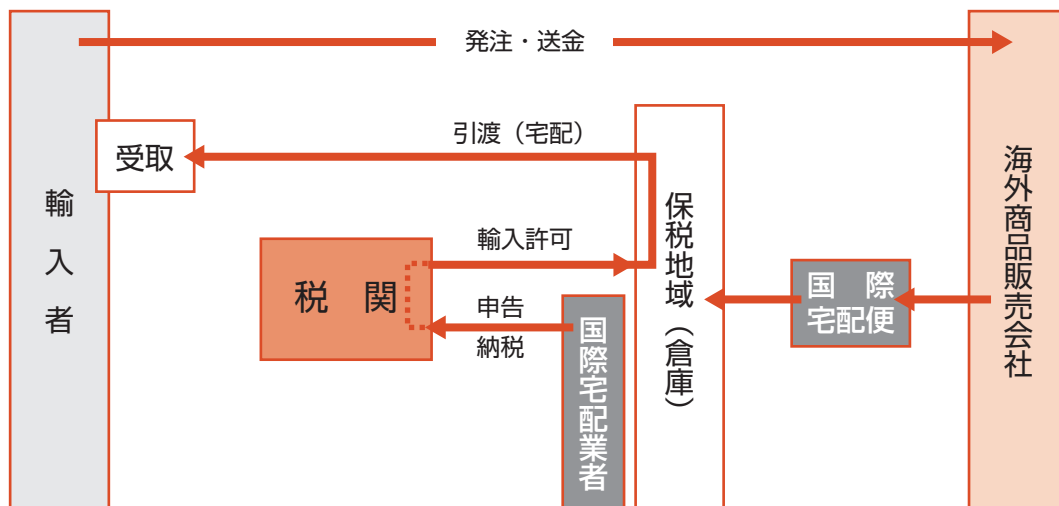


### 3. 取引先から国際宅配便により輸入する場合

国際宅配便を利用すると、輸出者から輸入者の店舗や自宅までドア・ツー・ドアで荷物が輸送されます。ただし、国際宅配便業者によって提供するサービスは異なり、容量（縦×横×高さの寸法）や重量の制限、輸送を行っていない国や地域などがあります。また、食品衛生法など他法令の手続きが必要な品目は「非取扱品目」として集荷段階から受け付けない、あるいは取り扱う場合でも代行手数料が発生するなど対応は異なりますので、詳しくは取扱各社にご確認ください。なお、国際宅配便業者が食品衛生法の輸入届出の代行を請け負う場合でも、届出に必要な添付書類（材質、形状、色のわかる資料やカタログ、試験成績書等）は輸入者が用意しなければなりませんのでご注意ください。

通関手続きは、輸出時に作成された航空貨物運送状（Air Waybill）、仕入書（Invoice）、包装明細書（Packing List）などをもとに、国際宅配便業者（通関業者）が代行します。

#### 国際宅配便を利用して輸入



国際宅配便を利用した場合の通関手続きは、通関業者が代行します。

(出所) 税関ホームページ

#### 簡易税率の適用

通関の効率化を目的として、携帯品・別送品や、総額20万円以下の一般貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便には簡易税率が適用されます。ただし、輸入者が輸入貨物の全部について簡易税率によらないことを希望した場合には、一般の税率が適用されます。

##### □入国者の輸入貨物に対する簡易税率

携帯品・別送品が免税の範囲を超えた場合に適用される税率で、関税と消費税等を合わせた税率となっています。1個（1組）の課税価格が10万円を超える場合や、米などの一部の品目は適用除外となります。

■参考情報：税関ホームページ「カスタムアンサー7105 携帯品の簡易税率」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaijetsuso/7105\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaijetsuso/7105_jr.htm)

##### □少額輸入貨物に対する簡易税率

一般の輸入貨物及び国際郵便物のうち、課税価格の合計額が20万円以下の場合に適用される税率（関税のみ）です。ガラス製品、プラスチック製品は3%、陶磁製品は無税。

■参考情報：税関ホームページ「カスタムアンサー1001 総額20万円以下の貨物の簡易税率」

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1001\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1001_jr.htm)



## 4. 一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合

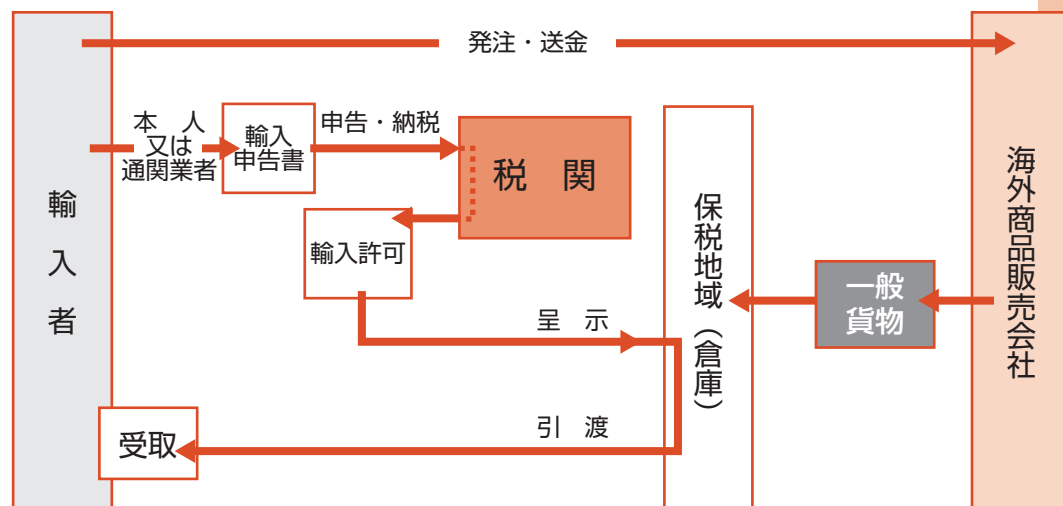
容積や重量が大きい貨物、国際宅配便や国際郵便では取り扱えない品目等については、一般貨物として船舶または航空機により輸入することになります。通関手続きは、輸入者自身で行うこともできますが、食品衛生法の輸入届出の代行と合わせて、通関業者に代行を依頼することが一般的です。

なお、通関業者が食品衛生法の輸入届出の代行を請け負う場合でも、届出に必要な添付書類（材質、形状、色のわかる資料やカタログ等）は輸入者が用意しなければなりませんのでご注意ください。

申告書・添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入（納税）申告書（税関様式C-5020） ※税関 HP から入手可能</li> <li>・ 仕入書（Invoice）</li> <li>・ 船荷証券（B/L）の写し、または航空貨物運送状（Air Waybill）の原本</li> <li>・ 必要に応じて、保険料明細書、運賃明細書、包装明細書、原産地証明書、他法令の関係書類等</li> <li>※航空貨物の品目毎の課税価格が20万円以下である場合には、Air Waybill または仕入書に必要事項を書き加え、これを輸入申告書に代えて申告することができる。（輸入承認や減免税が適用される場合等を除く）</li> </ul>
提出時期	原則として輸入しようとする貨物を保税地域に搬入後
提出先	貨物が保管されている保税地域を管轄する税関官署の通関担当
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入申告に基づき、税額が確定（申告納税方式）</li> <li>・ 課税価格の合計が20万円以下の場合、少額輸入貨物に対する簡易税率が適用される。（革製品など一部の品目は適用除外）</li> </ul>
手数料	無料 ※通関業者に通関の代行を依頼した場合は、その手数料がかかる。
通関の主な手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>①貨物が日本に到着すると、船会社（航空会社）または代理店から到着通知（Arrival Notice）が届く。</li> <li>②通知のあった船会社・航空会社に行き、輸送関係書類（デリバリーオーダー等）を受け取る。</li> <li>③仕入書、運賃明細書など通関に必要な書類を揃えて、税関に輸入申告を行う。</li> <li>④輸入が許可されたら、輸入許可書とデリバリーオーダーを倉庫に提示して貨物を引き取る。</li> </ol>

（注）海上・航空貨物の国際輸送では運賃と保険料の他に、輸出地の通関までの費用、日本の港・空港内での貨物取扱い費用、国内輸送料などさまざまな費用が加算されますのでご注意ください。  
詳細はミプロ資料「最適な輸送手段の選び方」をご参照ください。

### 一般貨物として輸入



（出所）税関ホームページ

## 8 関税制度について

商品を輸入する場合、基本的に次のような税金がかかります。

- ・ 関税… 課税価格（CIF 価格＋加算要素<sup>(注)</sup>）× 関税率
- ・ 消費税…（課税価格＋関税）× 消費税率

(注) 課税価格：関税額を算出するときの標準となる価格

加算要素：輸入港までの運送関連費用、ライセンス料、無償提供の部材費など

### 関税率

関税率は関税定率法に基づき分類された品目ごとに定められています。品目分類と原産国に応じて基本税率、暫定税率（内外の経済状況に応じて基本税率を修正した税率）、特惠税率（開発途上国からの輸入品に適用される税率）、WTO 協定税率（WTO で定められた税率）、EPA 税率（経済連携協定の締約国の間で定められた税率）といった税率がありますが、基本的には当該輸入先国に適用される税率のうち最も低い税率が適用されます。ただし、特惠税率・EPA 税率を適用するには、原産地規則を満たす必要があります。

関税率は「実行関税率表」（税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/tariff>）で一覧することができます。適用される関税率の判断が難しい場合は、税関の「事前教示制度」を利用して関税分類を照会することができます。

また、入国者の携帯品や、総額20万円以下の一般貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便に対しては、税額を計算しやすいように簡易税率が設けられています。

### 関税分類（HS分類）

日本の関税率表は、通称「HS 条約」と呼ばれる国際条約に基づいた、あらゆる商品を体系的に分類するための品目表です。世界共通の6桁番号（HS 番号、HS コード）に、日本独自の3桁番号を加えた9桁の番号が設定されています。輸入商品を関税率表の該当箇所当てはめる作業を関税分類、またはHS分類と呼びます。

品目分類の一例（鉛ガラス製の脚付きグラスの場合）

類	項	号	関税細分・統計細分
70	7013	7013.22	7013.22-000
ガラス及びその製品	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）	脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。） 鉛ガラス製のもの	同左

### 事前教示制度

事前教示制度は、輸入を予定している貨物の関税分類（税番）や関税率、原産地認定、関税評価などについて事前に税関に照会を行い、回答を受けることができる制度です。事前教示は、原則として文書による照会を受け、文書により回答することで行われます。

文書（事前教示に関する照会書）による照会には、事前教示回答書（3年間有効）が交付され、回答書を輸入申告の際に添付すれば、その内容は税関の審査において尊重されます。照会は口頭（電話や税関窓口での照会）やEメールで行うこともできますが、口頭による事前教示の内容は、輸入申告の審査の際に参考情報として扱われるだけで、尊重されるものではありません。

■問合せ先：各税関の税関相談官、関税鑑査官部門など

■参考情報：税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

### 特惠税率（一般特惠税率・EPA 税率）を適用するための3つの条件

「特惠税率」は、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率で、一般特惠税率と経済連携協定税率があります。

**一般特惠**（GSP：Generalized System of Preferences）**税率**：開発途上国及び地域が適用対象  
（注）後発開発途上国（LDC）に対しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用され、特別特惠関税という。

**経済連携協定**（EPA：Economic Partnership Agreement）**税率**：EPA相手国が適用対象

特惠税率を適用するためには、3つの条件を全て満たす必要があります。

- ① 輸入貨物に関し、特惠税率（EPA税率、一般特惠関税、特別特惠関税）が設定されていること。
- ② 生産された貨物が、原産品であると認められること。（＝原産地基準を満たしていること）
- ③ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方の基準を満たしていることを証明・申告すること。（＝原産地手続）

（注）どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定した「原産地基準」、日本までの運送について満たさなければならない基準を規定した「積送基準」、特惠税率を適用するための手続を規定した「原産地手続」の3要素を合わせて「原産地規則」と呼びます。

### 原産地手続の3類型

特惠税率の適用を受ける場合は、輸入申告の際に当該貨物が原産品であることを税関に証明することが必要です。利用する特惠税率で採用されている手続き内容を事前に確認し、書類の準備をしましょう。ただし、課税価格の総額が20万円以下の場合、当該原産国であることが確実に認められるときは、簡易な手続き（仕入書、購入代金受領証等の提示等）により、特惠税率の適用が可能です。

第三者証明制度	輸出者が商工会議所等の公的発給機関に申請して取得した「原産地証明書」を、輸入者が輸入国税関に提出。	一般特惠関税制度、日本のすべてのEPA（ただし TPP11 及び日 EU・EPA を除く）で採用
自己申告制度	輸入者、輸出者または生産者自らが「原産品申告書」を作成し、輸入者が輸入国税関に提出。輸入申告時には原産品であることを明らかにする書類（明細書、契約書、価格表、製造工程表等）の提出が必要。	日豪 EPA（第三者証明制度と併用）、TPP11、日 EU・EPA で採用
認定輸出者による自己証明制度	輸出国政府が認定した輸出者が作成した「原産地申告」を、輸入者が輸入国税関に提出。	日スイス EPA、日ペルー EPA 及び日メキシコ EPA で採用（いずれも第三者証明制度と併用）

■問合せ先：各税関の原産地調査官

■参考情報：税関ホームページ「原産地規則ポータル」<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

#### 原産地認定については、文書による事前教示制度を活用しましょう

輸入を予定している貨物が、一般特惠税率またはEPA税率の適用が可能かどうかを事前に調べるには、文書により税関に照会し、文書で回答を受ける「事前教示制度」が便利です。

<文書による事前教示のメリット>

- ・文書での回答内容は、3年間、輸入通関審査に際し尊重される。
- ・原産地の扱い、特惠関税適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算等に役立つ。
- ・輸入通関においては、原産地認定がスムーズに行われ、貨物の引取が早くなる。

## 9 | その他に注意が必要な法律は？

食品用器具を輸入するには、知的財産侵害物品（不正商品等）についても注意が必要です。都道府県によっては、食品衛生法に規定する食品、添加物、器具・容器包装の輸入業務を行う場合、主たる事務所について、その所在地を管轄する保健所への届出を義務づけています（例：神奈川県、滋賀県、茨城県）。

販売するには、品目によって表示や技術基準への適合等について国内法令に基づく規制が定められているものがあります。また、通信販売やインターネット販売等を行う際には、特定商取引に関する法律に従って販売しなければなりません。

商品の容器包装についても、材質によっては資源有効利用促進法による識別マークの表示等が定められています。

### 1. 知的財産侵害物品の輸入規制

関税法では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する物品や不正競争防止法第2条第1項1号～3号までに掲げる行為（商品や営業主体の混同行為、他人の著名表示の不正使用行為、他人の商品の形態模倣行為）に組成する物品などを、「輸入してはならない貨物」として定めています。

このような知的財産権を侵害する物品には、知的財産の権利者からの許諾を得ずに登録商標等を付した商品、ブランド品のコピー商品、偽キャラクター商品などがあり、それらは「真正商品」に対して一般的に「不正商品」と呼ばれています。不正商品の輸入は禁止されており、場合によっては輸入者に処罰が課されることがあります。

#### 食品用器具を扱う際に留意すべき知的財産

食器や鍋類、調理雑貨などを輸入販売するには、日本においてその名称が商標登録されていないか、そのデザインが意匠登録されていないか、その機能が実用新案登録されていないか、といった知的財産権侵害リスクに関する確認を多面的に行う必要があります。

まず、その商品に日本において保護される知的財産権が存在するのかについて調べます。日本に知的財産権が存在する場合、その権利者の許諾を受けずに輸入することは並行輸入となりますので、次はそれぞれの知的財産権ごと、権利侵害とはならない並行輸入に求められる要件を確認し、輸入するものが合致するかなどについて検討しましょう。また、並行輸入とはならなくとも、不正競争防止法に規定される不正競争行為についても留意する必要があります。

知的財産権を侵害する商品を輸入販売した場合、輸入や国内販売等の差止請求や権利者に対する損害賠償責任を負う可能性があります。さらに犯罪性が認められると刑事罰を受けることもあります。

##### ◎ブランドについて

当該ブランドが並行輸入ブランドとなる場合、真正品であることはもちろんですが、日本で流通している商品との品質や商標権者の同一性についても注意する必要があります。また、当該ブランド名などが日本では他社の登録商標と同一、類似する範囲にあった場合、その海外ブランドを日本で使用することは原則できません。

##### ◎デザイン・形状について

コップなどの食器や鍋類、調理器具といった商品には意匠権が存在することがあります。

また、すでに日本で販売されている商品の形態をデッドコピーした商品の販売が不正競争防止法に規定される形態模倣行為にあたるとして、日本で先行する販売者より差止請求等を受けることがあります。

## 2. 家庭用品品質表示法に基づく表示について

家庭用品品質表示法は、消費者に対して商品の品質等に関する適正な情報を提供するために、「品質表示の必要な家庭用品」を指定して、対象品目ごとに表示すべき事項や、表示の際に遵守すべき事項を定めています。指定品目を消費者に対して販売する場合は、輸入品であっても定められた表示を行わなければなりません。

食品用器具とその関連製品の具体的な表示については、合成樹脂加工品品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程に定められています。

表示は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者<sup>(注)</sup>のいずれか）が行います。

(注) 表示業者とは、製造（輸入）業者または販売業者の委託を受けて表示を行う者のこと。

### 対象品目（食品用器具関連を抜粋）

食品用器具とその関連製品では、以下のような品目が対象となっています。業務用の商品や非売品は対象外ですが、一般消費者に対して販売する可能性がある商品については表示が必要となります。

合成樹脂（プラスチック）加工品	かご、盆、水筒、食卓用・食卓用又は台所用の器具（ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等／皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器／まな板／製氷用器具／食事用の器具）、ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋
雑貨工業品	魔法瓶、漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食卓用・食卓用又は台所用の器具（木製及び合成樹脂製）、強化ガラス製の食卓用・食卓用又は台所用の器具、ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食卓用・食卓用又は台所用の器具、アルミニウムはく（食卓用、食卓用、台所用）、ほ乳用具、なべ、湯沸し、浄水器、合成ゴム製（シリコンゴム製を含む）の食卓用、食卓用又は台所用の器具
電気機械器具	ジャー炊飯器、電気冷蔵庫、電気ジューサー・電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー、電気ポット、電気ロースター、電子レンジ、電気ホットプレート、電気コーヒー沸器

### 表示事項及び表示方法

品目ごとの表示事項及び表示方法については、消費者庁ホームページをご参照ください。

表示部分、文字の大きさに決まりはありませんが、消費者の見やすい箇所にわかりやすく表示します。表示は日本語で行います。

■問合せ先：消費者庁 表示対策課 TEL：03-3507-8800（代）  
経済産業省 産業保安グループ製品安全課 TEL：03-3501-4707（直通）  
地方経済産業局 製品安全室 35ページ参照

■参考情報：消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/)



表示例 出所：消費者庁ホームページ

合成ゴム製器具：台所用容器等

(テンペンは油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されており、保冷剤を使用していない場合)

使用材料	シリコーンゴム
耐熱温度	220℃
耐冷温度	-60℃
容量	3.0ℓ

取扱い上の注意

- 火のそばに置かない旨
- 電子レンジを使用する際の注意事項
- オーブンを使用する際の注意事項
- 臭い移りに関する旨
- 変色に関する旨

〇〇××株式会社  
東京都千代田区〇〇町×番地  
TEL 03-9999-9999

なべ

表面加工	内面	ふっ素樹脂塗膜加工
	外面	(底面を除く) 焼付け塗装
材料の種類	本体	アルミニウム合金
	はり底	ステンレス鋼 (クロム18%) (底の厚さ 2.3mm (はり底を含む))
寸法	23cm	
満水容量	2.0L	

取扱い上の注意

- ・空だきをしない旨
- ・使用後はよく洗って乾燥させる旨
- ・取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨
- ・縁まで水等を満たした状態で使用しない旨
- ・スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨
- ・こげつき等を落とす際は金属製の固いものを使用しない旨
- ・酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨
- ・天ぷら等の料理に際しては、油温を200℃以上に上昇させない旨
- ・急激な衝撃を与えたり、空だきをした場合に水等をかけて急冷しない旨
- ・ストーブの上で使用しない旨

〇〇××株式会社  
東京都千代田区〇〇町×番地  
TEL 03-9999-9999

### 3. 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

景品表示法は、消費者が適正に商品・サービスを選択できるように、事業者の不当な表示や過大な景品類の提供を禁止しています。

不当表示については、2013年以降に発生した食品表示等の不正事案が多発し、消費者の安全・安心を揺るがす事態となりました。これを受けて景品表示法が改正され、事業者が講ずべき必要な措置が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことによって行政の監視指導態勢の強化が図られました。さらに、景品表示法に課徴金制度が導入されるなど罰則が強化されていますので、事業者は景品表示法の違反リスクに注意が必要です。

#### 表示に合理的根拠はありますか？ — 不実証広告規制

商品の効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、消費者庁長官・都道府県知事は、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。

事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、不当表示とみなされます。

##### ○資料の提出期限

消費者庁長官等が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまでの期間（正当な事由（個別の事案ごとに判断されることになるが、新たな又は追加的な試験・調査を実施する必要があるなどの理由は認められない。）があると認められる場合を除く）

##### ○合理的な根拠の判断基準 — 以下の二つの要件を満たす必要がある。

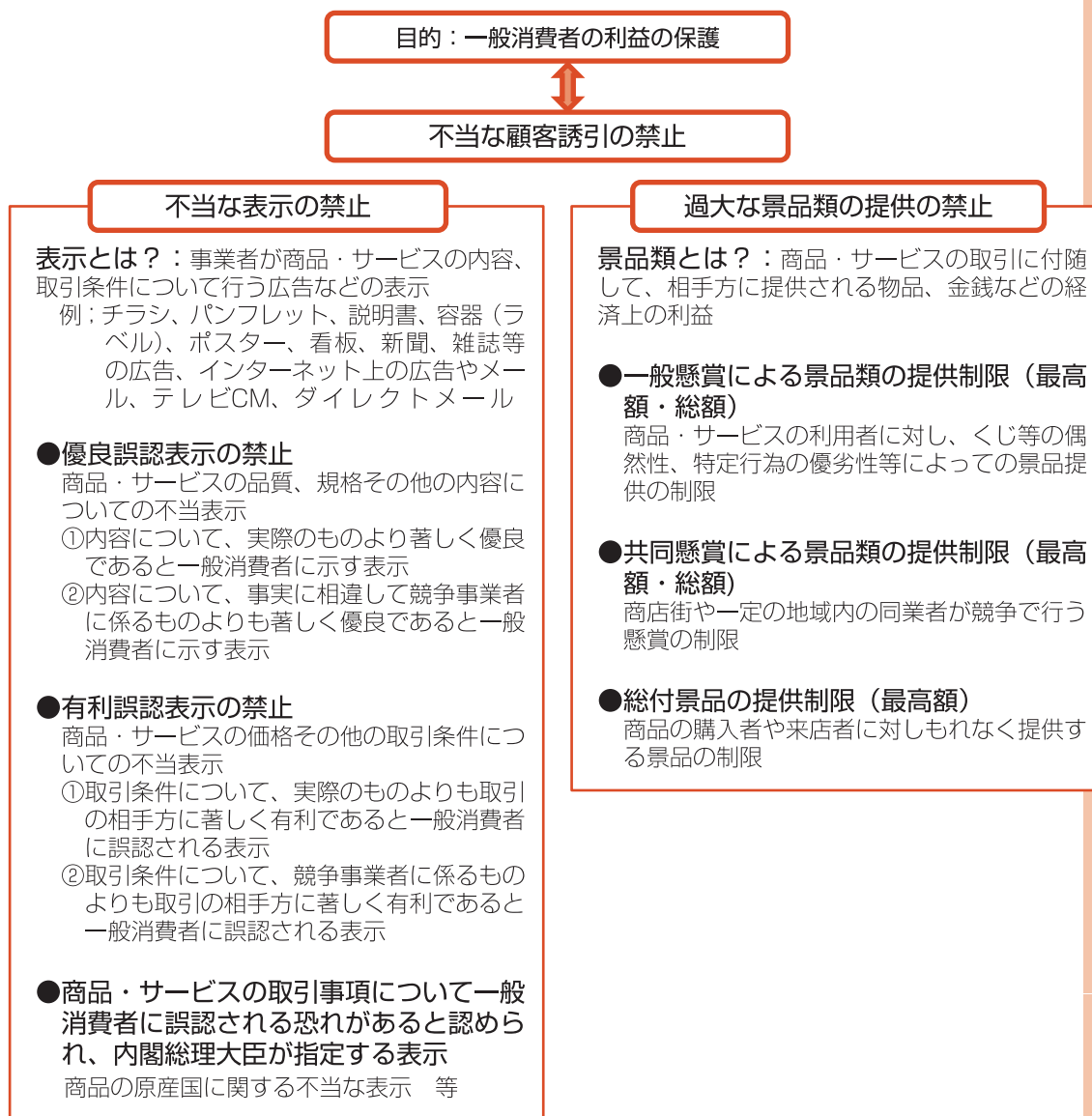
##### 1. 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

（試験・調査によって得られた結果、または専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解または学術文献のいずれかに該当するもの）

##### 2. 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること



## 景品表示法の概要



（出所）消費者庁ホームページ

## 原産国の表示について

景品表示法では、消費者に誤認されるおそれがあるとして「商品の原産国に関する不当な表示」を禁止しています。ここでいう原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為<sup>(注)</sup>が行われた国」をいいます。外国産の商品について、以下の表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを消費者が判別することが困難な場合、不当表示となります。

- ①原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ②原産国以外の国の事業者名またはデザイナーの氏名・名称、商標の表示
- ③文字による表示の全部または主要部分が和文で示されている表示

（注）「商品にラベルを付け、その他の表示を施す」、「商品を容器に詰め、または包装をする」、「商品を単に詰め合わせ、または組み合わせる」、「簡単な部品の組立をする」といった行為は、実質的な変更をもたらす行為にはならない。

■参考情報：消費者庁ホームページ「商品の原産国に関する不当な表示」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/representation\\_regulation/case\\_005/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/)

## インターネット販売における表示について

消費者向けインターネット販売における表示については、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、商品の内容・取引条件についての重要な情報が消費者に適切に提供される必要があります。

消費者庁は、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」（2003年3月）、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」（2011年10月）を公表しているのので、参考にするとよいでしょう。

■参考情報：消費者庁ホームページ「消費者向け電子商取引表示への取組」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/e\\_commerce/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/e_commerce/)

## 事業者の表示管理体制整備等の義務化

2014年12月、事業者のコンプライアンス強化のため景品表示法が改正され、事業者に対し表示等の適正な管理のために必要な体制の整備、その他必要な措置が義務づけられました。必要な措置を講じなかった場合、指導・助言、勧告、公表を受けることがあります。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（2014年11月内閣府告示276号）が定められ、消費者向けの表示をする事業者は、この指針に沿って、その規模や業態、取り扱う商品の内容等に応じて必要な措置をとることが求められています。別添に措置の具体的事例も示されているので、参考にするとよいでしょう。

■問合せ先：（景品表示法に関する事業者の事前相談）

消費者庁 表示対策課指導係 TEL：03-3507-8800（代）

都道府県の景品表示法主管課

■参考情報：消費者庁ホームページ「景品表示法」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

### 景品表示法の違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令が行われます

景品表示法の違反行為の疑いがあると、消費者庁または都道府県は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反したことを一般消費者に周知徹底すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどを事業者に命じる「措置命令」が行われます。また違反行為の中でも、課徴金対象行為をした事業者に対しては、事業者に弁明の機会を付与した上で、金銭的な不利益を課す「課徴金納付命令」が行われます。

食品用の器具について措置命令を受けた最近の事件としては、「ポット型浄水器カートリッジの個数に関する不当表示」（2018年）、「フライパンの表面処理加工に関する不当表示」（2016年）、「漬物容器の発酵処理効果に関する不当表示」（2013年）がありました。

違反の事実が認められない場合であっても、違反のおそれのある行為がみられた場合は行政の「指導」がありますので、商品の広告や表示全般には不当表示に抵触しないように注意が必要です。

## 4. 電気用品安全法について — 電気用品を販売する場合 —

電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生防止を目的として、「電気用品」457品目を指定し、輸入販売に対する規制を行っています。一般家庭等の100V、200Vの交流電源に接続して使用する製品のほとんどが電気用品に該当します。

電気用品の輸入事業者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から30日以内に経済産業大臣または所轄の経済産業局長に事業の届出を行わなければなりません。届出は、輸入する電気用品の型式の区分<sup>(注)</sup>ごとに行います。また、電気用品を技術基準に適合させ、自主検査を実施して検査記録を作成・保存し、PSEマーク等所定の表示を行うことが義務づけられています。特定電気用品（特に危険の発生する恐れの高い電気用品）の場合は、さらに登録検査機関による適合性検査の受検と証明書の保存が必要です。

電気用品に該当する品目は、PSEマーク等所定の表示を付したものでなければ、販売または販売目的で陳列することはできません。

(注) 型式の区分とは、電気用品の区分ごとにリストされた品名の各要素（特徴）の組み合わせの一つ一つである。施行規則第4条別表第二に定められている。

PSEマーク  
(特定電気用品以外)



### <対象となる例>

電気冷蔵庫、電気ミキサー、電気ポット、電子レンジ、電気コーヒーメーカー等

※乾電池で動くものは対象ではありません。

取り外し可能なACアダプターを通して電源をとる機器の本体は対象ではありません。

■問合せ先、届出窓口：事業所等を管轄する地方経済産業局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課*	TEL:03-3501-4707 (直通)
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:011-709-1792 (直通)
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:022-221-4918 (直通)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:048-600-0409 (直通)
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:052-951-0576 (直通)
近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:06-6966-6098 (直通)
中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:082-224-5671 (直通)
四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:087-811-8526 (直通)
九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	TEL:092-482-5523 (直通)
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課	TEL:098-866-1731 (直通)

※同一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗または倉庫が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合は、経済産業省製品安全課の管轄となります。

■参考情報：経済産業省ホームページ「電気用品安全法」

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

## 5. 消費生活用製品安全法について

消費生活用製品安全法は、一般消費者が生活に用いる製品で、他の法令で個別に安全規制が設けられていない製品（消費生活用製品）の安全性確保を図っています。

### 特定製品に対する規制

人の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品は、「特定製品」として定められ、その安全性について規制が設けられています。

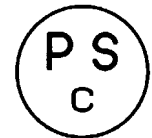
食品用器具では、「家庭用圧力なべ及び圧力がま」が、特定製品に指定されています。

特定製品の輸入事業者は、事業開始に先立って経済産業大臣または所轄の経済産業局長に事業の届出を行います<sup>(注)</sup>。また、特定製品を技術基準に適合させ、自主検査を実施して検査記録を作成・保存し、PSC マーク等所定の表示を行うことが義務づけられています。

特定製品に該当する品目は、PSC マーク等所定の表示を付したものでなければ、販売または販売目的で陳列することはできません。

(注) 事業の届出にあたり、事業者が損害賠償責任保険契約の被保険者となることが条件となっている。

PSC マーク（特定製品）



■問合せ先：経済産業省 産業保安グループ製品安全課 TEL：03-3501-4707（直通）  
地方経済産業局 製品安全室 E-mail：psc@meti.go.jp 35ページ参照

■参考情報：経済産業省ホームページ「消費生活用製品安全法」  
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

### 製品事故情報報告・公表制度

消費生活用製品安全法では、消費生活用製品<sup>(注)</sup>の輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知った日から10日以内に消費者庁に報告することを義務づけています。

対象となる事故の範囲は、死亡、重傷病（治療期間30日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）で、製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかでない限り、製品事故に該当します。つまり、消費者の誤使用が原因と考えられる事故でも、誤使用を誘発させる要因（注意表示の不備等）がある場合には製品事故となるので、報告が必要です。

報告された事故の内容等は、直ちに一般消費者に公表されます。また、事故の再発防止のため、輸入事業者は事故原因を調査し、必要に応じて製品の自主回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

(注) 業務用であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で一般家庭でも使用できるような製品は、消費生活用製品に含まれる。

なお、重大製品事故以外の製品事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度の中で情報収集することとなっています。

■問合せ先：消費者庁 消費者安全課 TEL：03-3507-9204（直通）

■参考情報：消費者庁ホームページ「消費者安全」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/)

#### SGマークについて

（一財）製品安全協会では、消費生活用製品のうち、構造、材質によっては危険を生ずるおそれがある製品について安全性の確保に必要な基準（SG基準）を定め、SG基準に適合したものと認証された製品にはSGマークの表示を認めています。

キッチン用品では、家庭用品の圧力なべ及び圧力がま、金属板製なべ、アルミニウム板製なべ、クッキングヒーター用調理器具、油こし器、家庭用氷かき器、かん切り、保温ポトル、一酸化炭素発生抑制調理器具が対象製品に指定されており、消費者や流通業者の商品選択の目安となっています。

SGマークには1億円を限度として対人賠償保険が付いており、SGマーク付きの製品の欠陥により万一の人身事故が起こった場合は、製品安全協会が中立・公正な立場で判定を行い、損害賠償措置を行っています。

事業者がSGマークの表示を希望する場合は、認証手続きについて下記へお問い合わせください。



■問合せ先：（一財）製品安全協会 TEL：03-5808-3302 <https://www.sg-mark.org/>

## 6. 特定商取引に関する法律について

### ー通信販売やインターネット通販、訪問販売等を行う場合ー

通信販売やインターネット通販、訪問販売等により一般消費者に商品を販売する際には、「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の規制を受けます。特定商取引法では、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売など7つの取引類型に対して規制を定めています。

通信販売・インターネット通販を行う事業者には、広告に必要な事項（事業者名・住所・電話番号、販売価格・送料、代金支払い方法・時期、返品特約の有無など）の表示、誇大広告の禁止、顧客の意に反して契約の申し込みをさせようとする行為の禁止などが規定されています。インターネット・オークションについても、一定の要件を満たせば法人・個人を問わず事業者として規制を受けることになります。詳しくは経済産業省ホームページでご確認ください。

■参考情報：消費者庁ホームページ「特定商取引法ガイド」<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>



## 7. リサイクル関連の法律について

### 容器包装の識別表示

資源有効利用促進法により、事業者は、容器包装のうち、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等について、分別回収のための識別表示(マーク)を貼付しなければなりません。輸入品も例外ではなく、輸入販売事業者が容器包装の素材もしくは構造、商標使用のいずれかを指示した場合は、国産品と同様に識別マークが必要となります。また、これらの指示がない場合であっても、容器包装の表面に印刷・ラベル、刻印による日本語表示がある場合、識別マークの表示が義務づけられています。

(表示例)



■問合せ先：経済産業省 産業技術環境局資源循環経済課 03-3501-4978 (直通)

■参考情報：経済産業省ホームページ「識別表示の義務」

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

### 容器包装リサイクル法による再商品化義務

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)により、ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している商品の輸入販売業者は、容器包装を再商品化する義務を負うこととなります。ただし、中小企業基本法が定める小規模事業者のうち販売額が一定の額に満たないものには、再商品化の義務はありません。

■参考情報：経済産業省ホームページ「3R政策>容器包装リサイクル法」

[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/04/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/index.html)

## 貿易・起業に関するお問合せ先

貿易・起業相談専用

TEL. 03-3989-5151

相談時間：平日 午前10時30分～午後4時30分

### 【本書のご利用にあたっての注意】

○記載内容は、2021年1月現在で作成しております。その後の改正にご注意ください。

○本書は、2017年10月発行「食品用器具輸入の手引 2017」の改訂版です。

○主な改訂事項

- ・食品衛生法改正に伴う規格基準の改正。(13ページ)
- ・合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト制度の導入と事業者間における情報伝達の義務化。(20～21ページ)
- ・自主検査の3つの実施方法を追加(10～11ページ)
- ・HS分類を追加(28ページ)
- ・特惠税率(一般特惠・EPA)を適用するための3つの条件、原産地手続きの3類型を追加(29ページ)

本資料は、(一財)貿易・産業協力振興財団2020年度振興事業費助成を受けて実施

発行：一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1-3

ワールドインポートマートビル6階

TEL：03-3971-6571 FAX：03-3590-7585



一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）  
〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3  
ワールドインポートマートビル6階  
TEL 03-3971-6571 FAX 03-3590-7585  
<https://www.mipro.or.jp>